（水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第二条　水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令・農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項中「第十一条第三項各号」を「第十一条第一項第五号の事業のうち法第八十七条第三項各号に掲げるもの、法第十一条第三項各号」に、「第九十三条第二項各号」を「第九十三条第一項第三号の事業のうち法第八十七条第三項各号に掲げるもの、法第九十三条第二項各号」に改める。

第三条第一項の表第二区分の項及び同条第二項の表第二区分の項中「第八十七条第四項各号」を「第八十七条第一項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの、同条第四項各号」に、「第九十七条第三項各号」を「第九十七条第一項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの、同条第三項各号」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第二十二号、第五十八条の二第一項第二十号、第五十八条の三第一項第一号ロ及び第五十八条の五第二項第二号並びに労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第五項第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の三項を加える。

9　法第五十八条第二項第二十二号に規定する会員に準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、間接構成員とする。

10　法第五十八条第二項第二十二号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項及び次条第九項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

11　法第五十八条第二項第二十二号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第四十三条中第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8　法第五十八条の二第一項第二十号に規定する会員に準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の会員たる労働金庫の会員とする。

9　法第五十八条の二第一項第二十号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

10　法第五十八条の二第一項第二十号ロに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

第四十五条第五項第三号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第二十二号」に、「及び第十一号」を「、第十一号及び第二十号」に改め、同項第十一号中「物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）」を「物件」に、「次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて」を「法第五十八条第二項第二十二号又は第五十八条の二第一項第二十号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて」に改め、同号イからハまでを削る。

第五十二条第七項中「第四十三条第八項」を「第四十三条第十一項」に改める。

第九十六条第四項に次の一号を加える。

五　貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第五十八条第二項第二十二号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第百二十条第三項中「第四十三条第八項」を「第四十三条第十一項」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第一号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（員外利用の範囲）

第六条　法第十条第十七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。

一　法第十条第六項第三号　次に掲げる施設

イ　法第十条第六項第八号に掲げる事業に付随して行う債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。）

ロ　国税若しくは地方税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証

ハ　外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け

ニ　次に掲げる組合にあっては、地方公共団体に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証又は株式会社日本政策金融公庫に対して会員以外の者若しくは組合員以外の者が負担する債務の保証（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものに限る。）

(1)　農業協同組合連合会

(2)　法第七十条第一項の規定により農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合（法第七十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の会員である場合を除く。第十七条第一項第一号リ及び第四号において同じ。）